



暗号資産に関する留意事項

- ・ 当社が取り扱う暗号資産は、当社自身が資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。
- ・ 金融庁・財務局が、これらの暗号資産の価値を保証したり、推奨するものではありません。
- ・ 暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。
- ・ 暗号資産の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。

暗号資産を利用する際の注意点

- ・ 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・ 暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。
- ・ 暗号資産交換業者（※）は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者が金融庁・財務局のホームページで確認してください。

（※）暗号資産と法定通貨の交換や、暗号資産同士の交換を行うサービスを提供する事業者、暗号資産の管理を行う事業者など

- ・ 暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか（※）を含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。

（※）金融庁・財務局が行った行政処分については、こちらをご覧ください。

https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html

- ・ 暗号資産交換業者の提供するウォレットで暗号資産を管理する際に、パスワードを設定する場合には、IDと同じものや利用者の名前、電話番号、生年月日等の推測が容易なものを避けるほか、他のウェブサイトと同じID・パスワードの組合せを使用しないなどの対策を講じる必要があります。管理する暗号資産が盗まれるおそれがあります。
- ・ 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産の持つ話題性を利用したり、暗号資産交換業に関する制度改正に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。